



かながわ 伴走支援型特別融資

伴走支援型特別保証制度取扱終了後も
県では9月末まで変わらぬ支援を行います

本融資の特徴

【特徴1】 経営行動計画書の作成、実行

経営に係る現況と課題、課題克服のための取組等を記載した経営行動計画書を作成、実行していただきます。

経営行動計画書の作成に当たり、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

【特徴2】 金融機関による継続的な伴走支援

金融機関は、四半期に一回、経営状況を確認し利用者から計画の実行状況等の報告を受け、当初策定した計画の見直し及び計画を進めるための経営支援を行います。

保証料補助

引き続き、信用保証料率は0.10%～0.575%になります。

※令和6年9月30日(月曜日)までに県信用保証協会で保証申込を受け付けたものが対象となります
(申込状況などを踏まえて期限前に終了する場合があります)

融資の概要

融資対象者	○セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 ○以下のいずれかの要件を満たす中小企業者等(一般保証) <ul style="list-style-type: none">・最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること・最近1か月間の売上高総利益率が前年同月または直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること・直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること・最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月または直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること・直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
融資限度額	1億円※
融資期間	運転資金・設備資金:10年以内(<u>据置期間5年以内を含む</u>)
融資利率	年1.8%以内(固定金利)
信用保証料率	0.10% (セーフティネット保証5号を利用する場合) 0.10%～0.575% (一般保証を利用する場合)
計画書	経営行動計画書の作成が必要

※ 全国統一制度の伴走支援型特別保証制度及びこれに準拠した自治体制度の利用分を含む。

○本融資のお申込みは以下の取扱金融機関へ

銀行	みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/ 阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫	横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨
信用組合	ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系 金融機関	商工組合中央金庫

本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課(金融相談窓口)

☎ (045) 210-5695

経営行動計画書の作成支援

神奈川産業振興センター(経営総合相談窓口)

☎ (045) 633-5200